

「景観法」と自治体の取組

国は、平成16年6月に、良好な景観を整備・保全するための基本理念を掲げ、住民・事業者・行政の責務と行為の規制や支援の仕組みを定めた、我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法を制定いたしました。この景観法に基づき、荒川区は、平成23年5月に東京都の同意を得て、景観法に定める「景観行政団体」になりました。

東京都では、既に景観行政団体として、独自の眺望景観の保全の取組みをしています。我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた国会議事堂、迎賓館、明治神宮聖徳記念絵画館、東京駅丸の内駅舎について、これらの建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導する取組みを行っています。

荒川区では、日暮里富士見坂の眺望保全は、歴史的・文化的資源を生かした景観形成の観点から大変に重要な意義を持つものと認識しています。また、平成25年3月に開催された荒川区景観審議会においても、同様な見解が示されました。

今後、日暮里富士見坂を荒川区のみならず、東京都の貴重な風景遺産として継承するためには、「富士見坂からの眺望が現在及び将来にわたって都民共有の財産である」というコンセンサスのもと、事業者や地権者の方々の御理解、御協力が必要です。

「眺望の予約」となる取組

過日、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス*から、アロウズ会長名で、荒川区の「富士見坂の眺望」を眺望遺産として保全しようという決議がなされた旨の通知がありました。

富士見坂眺望の恒例となっているダイヤモンド富士の眺望イベントにも、これまで都内外から多くの参加者があり、「富士見坂の眺望」は、多くの人々に愛されているとともに、荒川区だけでなく、東京都の貴重な財産であり、日本の歴史的遺産となっています。

そのため、荒川区では、長期的な視点での取組みを進めていくことが重要と考えています。本冊子は、将来における「眺望の予約」となる、今後を見据えた指針として活用し、ビスタライン上の関係者の皆様に御理解と御協力をお願いするものです。

風雅の里、日暮里富士見坂

西日暮里3丁目の寺町は「ひぐらしの里」と呼ばれ、江戸時代から風光明媚な名所として知られていました。花見寺・月見寺・雪見寺などの整えられた庭はさながら一大庭園のようでした。日の暮れるのも忘れるほど素晴らしい景色であったことから、村名の「新堀(にっぽり)」に「日・暮・里」の文字を当てて「ひぐらしの里」と呼ぶようになったといえます。坂の上には、新堀・谷中の総鎮守諏訪方神社が祀られています。境内は「諏訪台」と呼ばれ、日光山や筑波山の眺望に優れた名所として知られていました。多くの江戸の人びとが、行楽のためにここを訪れました。日暮里の尾根道を行き交いながら、東に筑波山、西に富士山の雄姿を望んだことでしょう。

※ イコモス(国際記念物遺跡会議)とは?

ユネスコ(国連教育科学文化機関)の世界遺産委員会の諮問機関。非政府国際機関で、遺跡や歴史的建造物の保存が目的。世界中の建築や考古学遺産などの専門家によって構成される。世界文化遺産の保護・保存、そして価値の高揚のため、文化遺産保護の原理、方法論、科学技術の応用の研究などを続けている。また、推薦された文化遺産に対して、調査に基づいて専門的評価を下し、世界遺産委員会に報告(勧告)している。

[問い合わせ先]

荒川区 防災都市づくり部 都市計画課
Email : toshikeikaku@city.arakawa.tokyo.jp
Tel : 03-3802-3111 (内線 2816) Fax : 03-3802-0046

平成25年6月発行 登録(25)0019



眺望

東京都荒川区
西日暮里三丁目にある
日暮里富士見坂
都心部唯一の『富士見坂』の
眺望を残すためのお願い



保全

古来から富士山は、我が国を象徴する山として誰からも愛されてきました。現在、都心部には16箇所の富士見坂と呼ばれる坂があり、この中で唯一名前の通り富士山を眺望できる場所は、日暮里富士見坂だけです。

日暮里富士見坂は、平成16年に国土交通省より「関東富士見100景」に選ばれ、「東京富士見坂」として選定されるなど、荒川区のみならず、東京都の貴重な歴史的風景遺産として、将来に引き継いでいくことが大変重要なことであると認識しております。また、平成24年5月には、イコモス(国際記念物遺跡会議)から、荒川区をはじめ、新宿区、台東区、文京区、豊島区及び東京都に対して、日暮里富士見坂からの眺望の保全に関する要請書が送付されました。荒川区としては、このイコモスの決議を重く受け止めているところであります。

こうした中、日暮里の富士見坂から富士山を望むビスタライン上の関係者の皆様には、この主旨を御理解のうえ、建築計画にあたっては、是非とも御協力をお願い申し上げます。

荒川区長 西川 太一郎